



ヘラマツバボタン

吉田経理だより

編集 発行人

吉田敏由紀

〒955-0055
 三条市塚野目4-15-28
 TEL 0256(32)5002
 FAX 0256(33)0296

◆ 9月の税務と労務

- 国 税** 8月分源泉所得税の納付 9月10日
- 国 税** 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 9月30日
- 国 税** 1月決算法人の中間申告 9月30日
- 国 税** 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 9月30日



9月

(長月) September

20日・敬老の日 23日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

ワンポイント

法人税の実効税率 法人所得に対する税負担割合。法人税30%と地方税の法人事業税9.6%、法人住民税(法人税率×17.3%)の合計ですが、法人事業税は損金算入されるため調整(109.6%で割る)され、実効税率は40.87%。ただし、中小企業は軽減税率の適用があり、また、地方税の税率は地方自治体により異なります。

業務上の疾病の範囲が拡大

労働基準法では、労働者が業務上の負傷(ケガ)や疾病(病気)にかかった場合には、使用者にその療養等を行うことを義務付けています。この範囲については、労働基準法施行規則の別表第1の2に掲げられていますが、今般、この業務上の疾病について次の改正が行われました。

(1) 追加されたもの

- ① 石綿にさらされる業務による良性石棉胸水またはびまん性胸膜肥厚
- ② 塩化ビニルにさらされる業務による肝細胞がん
- ③ 電離放射線にさらされる業務による多発性骨髄腫または非ホジキンリンパ腫
- ④ 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心

停止(心臓性突然死を含む)もしくは解離性大動脈瘤またはこれらの疾病に付随する疾病

- ⑤ 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害またはこれに付随する疾病
- ⑥ 患者の診療もしくは看護の業務、介護の業務または研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患(介護の業務が追加)

(2) 対象業務の見直し

「せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群」が、「電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」へ変更されました。

受給権者が再婚したとき

遺族厚生年金・遺族基礎年金(以下「遺族給付」という)の受給権者(死亡した人の子(年齢要件がある。以下同じ)のある妻の場合)が、子連れで再婚する場合は、その時点で妻に支給されている遺族給付は打ち切りとなります。これは、婚姻は、遺族給付の失権事由の一つとして定められているためです。

遺族給付は、子のある妻と子に支給されますが、妻に支給されている間は、同順位者である子に対する給付は支給が停止されています。

母親が再婚して受給権が消滅すると、子に係る遺族給付の支給停止が解除されて、子に給付が行われます。

ただし、子に生計を同じくする父または母があるときは遺族厚生年金のみ支給されて、遺族基礎年金は支給停止となります。

育児休業期間中の住民税の猶予措置

住民税は年四回に分けて納付することが原則です。ただし、育児休業期間中で、市区町村長が一回分を一時に納税することが困難であると認める場合は、一年以内の期間であれば徴収が猶予されます。

この場合の延滞金は、猶予期間(延滞金が年一四・六%の割合により計算される期間に限る)に対応する部分の半分が免除、残りの半分については、市区町村の判断により全額を免除することができるとされています。

免除措置の有無、納税方法等については住所地の市区町村にお問い合わせください。

保険給付の制限

健康保険では、故意の犯罪行為やけんかなど制度の趣旨に反することが行われたときは、社会保険の公共的見地あるいは他の制度から同様の給付が行われた場合などには、一定条件のもとに給付の全部または一部について制限を行うこととなっています。

以下、具体的に保険給付の制限が行われる例をQ A形式で掲げます。

Q₁ 飲酒運転によるケガ

飲酒による無謀運転でケガをした場合などは、保険給付は行われるのですか。

A 被保険者または被扶養者であった者（以下「被保険者等」

という）及び被扶養者が飲酒による無謀運転で事故を起こし、ケガをした場合などは、自己の故意の犯罪行為（過失傷害罪等は除く）によるものといえ、その治療にかかる保険給付は行われません。

Q₂ けんかでケガをしたとき

ささいなことではけんかをしてケガをした場合、給付は受けられないのですか。

A 被保険者等及び被扶養者がけんか・闘争（第三者による加害行為に対する正当防衛を除く）、泥酔または著しい不行跡によつて給付事由を生じさせたときは、その給付事由にかかる保険給付の全部または一部を行わ

ないことができることとされています。

Q₃ 保険給付の全部または一部を行わないことができる

Q₂の「保険給付の全部または一部を行わないことができる」とは、どういう意味なのでしょうか。

A 「適用するか否かは、事故の発生の都度その事故についてのみ決定すべきもので、たとえば、傷病手当金の全部を支給しないかまたは一部を支給しないかの区別及び一部を支給しないこととする場合もその程度等は保険者が適当に判断決定すべきものである」とされています。また傷病手当金を支給するか否か及び不支給の度合は、被保険

者の家族の有無等、生計の状況を考慮して適宜決定することという通達が出されています。

Q₄ 自殺にかかる保険給付

社員が自殺しました。健康保険から給付は行われますか。

A 自殺は故意に基づく事故ですが、「死亡は最終的・一回限りの絶対的な事故であるとともに、この死亡に対する保険給付としての埋葬料は、被保険者であった人に生計を依存していた人で埋葬を行う人に対して支給されるという性質のものである」とことから、埋葬料は支給されます。

Q₅ 自殺未遂によるケガ

うつ状態で心療内科に通院していた社員が自殺未遂を起こしました。この社員に療養の給付は行われますか。

A 自ら身体を傷つけたときや自殺未遂によるケガの場合等は、療養の給付や傷病手当金は支給されませんが、その傷病の発生

が精神疾患等に起因するものと認められれば、故意に給付事由を発生させたことにはあらず、保険給付等が行われます。ちなみに、自殺未遂による傷病に係る保険給付等の取扱について、国民健康保険法及び後期高齢者医療制度も含めて、平成二十二年五月二十一日、改めて周知されました。

Q₆ 刑事施設等に拘禁された場合

社員が刑事施設に拘禁された場合、本人や被扶養者に保険給付は行われるのですか。

A 被保険者等が、刑事施設等に拘禁等されたときには、公費負担があるため病氣、ケガまたは出産に対する保険給付（傷病手当金及び出産手当金の支給にあつては、要件を満たした場合に限る）は行われません。ただし、給付制限中であっても被扶養者にかかる保険給付は行われます。

Q₇ 療養に関する指示に従わないとき

Q₈ 不正行為により保険給付を受けるとき
偽りその他不正の行為により保険給付を受けたり、または受けようとしたときには、給付制限が行われるのですか。

ケガの治療を受けている社員が、知人に、患者が療養に関する医師の指示に従わないときには、保険給付を受けられないことがありますが、保険給付を受けられないことが、本当ですか。

A 被保険者等及び被扶養者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部が行われないことがあります。

療養に関する指示は、被保険者に適正な保険診療を受けさせることにより、すみやかに傷病を治癒させるために行われるものであること、療養の指示に従わないことは、治癒を遅らせることになり、給付費を増大させるとともに被保険者に不当な負担を掛けることとなります。そこで、これを防止するために給付制限が行われます。

A 六か月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金または出産手当金の全部または一部を支給しない旨の決定をすることができま。ただし、偽りその他不正の行為があつた日から一年を経過したときは、給付制限はありません。

Q₉ 厚生年金における給付制限

厚生年金にも給付制限があるのですか。

A 厚生年金保険においても健康保険と同様に給付制限の規定が設けられています。ただし、老齢及び脱退にかかる事故については、給付制限はありません。具体的な給付制限として、次のものがあります。

(1) 故意に障害またはその直接の原因となった事故を発生させた場合は、その障害を支給事由とする障害厚生年金または障害手当金は支給されません。
(2) 遺族厚生年金は、①被保険者等を故意に死亡させた人、

②被保険者等の死亡前に、その人の死亡によつて遺族厚生年金の受給権者となるべき人を故意に死亡させた人には支給されません。また、遺族厚生年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは消滅します。

(3) 自己の故意の犯罪行為もしくは重大な過失により、または正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、障害、死亡（自殺は除く）またはこれらの原因となった事故を発生させたり障害の程度を増進させたときなどは、保険給付の全部または一部が行われません。

(4) 障害厚生年金の受給権者が、故意・重大な過失により、または正当な理由なく療養に関する指示に従わないことにより、障害の程度を増進させたり回復を妨げたときは、年金額の改定を行わず、または障害の程度が現在の障害等級以下に該当するものとして、改定を行うことができます。